

福岡矯正管区

Ministry of Justice



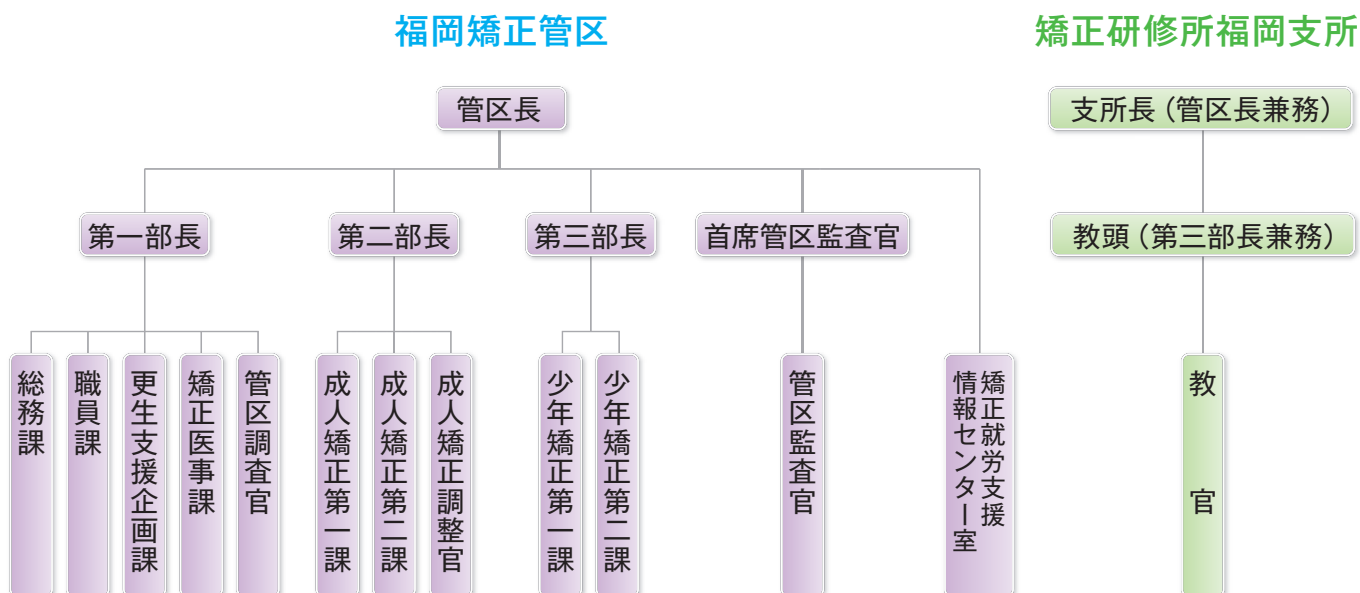
FRCH

福岡矯正管区

福岡矯正管区は、法務省矯正局の地方支分部局として、九州・沖縄地方（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）に所在する矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所）を管轄し、これら施設の適切な管理運営を図るための指導・監督を主な業務としています。

また、矯正研修所の福岡支所も同庁舎内に設置されており、矯正施設に勤務する職員（刑務官、法務教官等）に対する様々な研修が行われています。

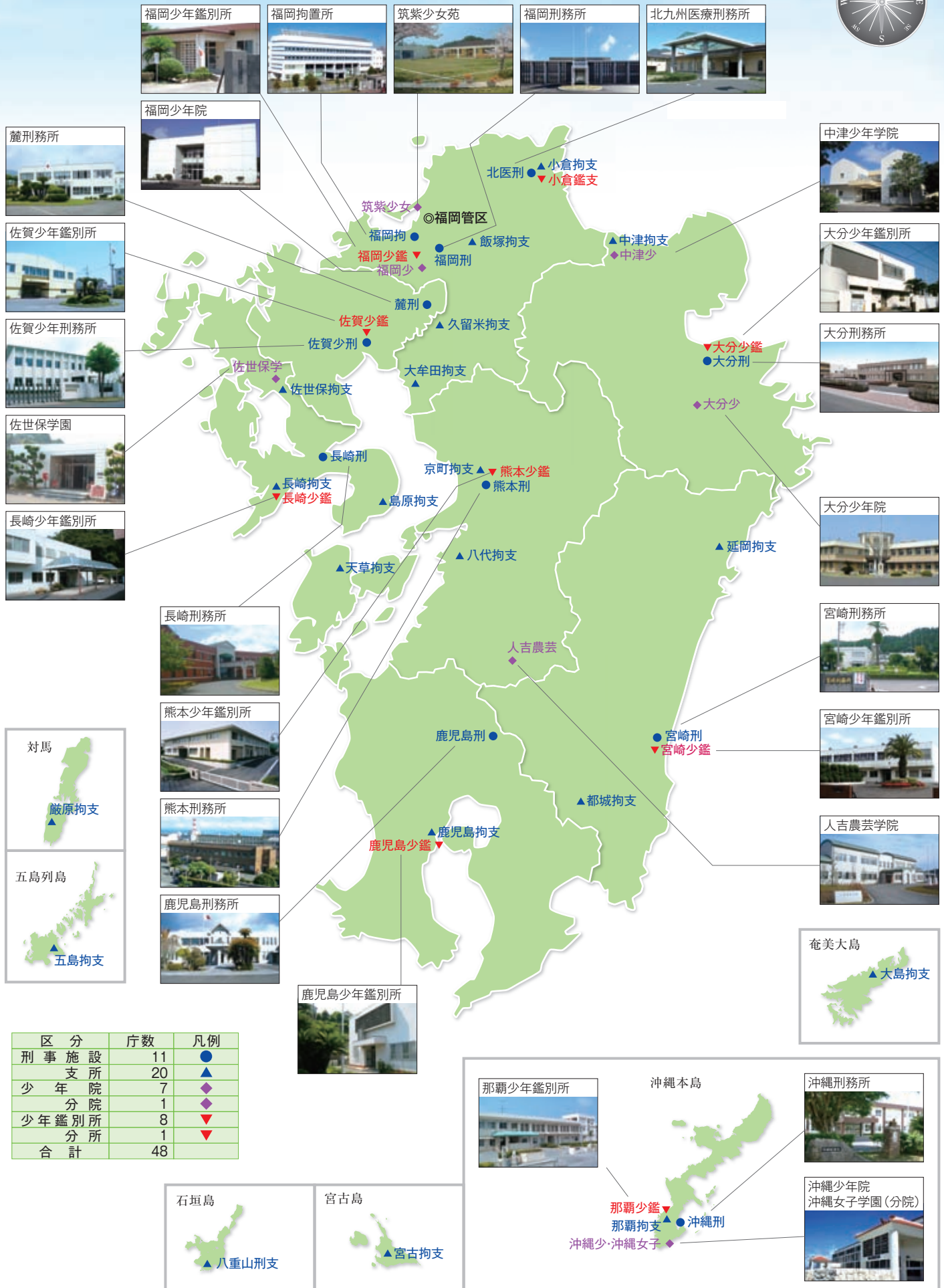
職員組織図



福岡矯正管区の沿革

- | | |
|---------|------------------------------------|
| 昭和20年8月 | 九州行刑管区本部として旧福岡刑務所内に設置される |
| 同24年1月 | 福岡矯正保護管区と改称、少年施設を含む専任管区長が置かれる |
| 同月 | 福岡市中央区舞鶴の更生保護委員会庁舎に同居 |
| 同25年5月 | 福岡市中央区長浜に新庁舎落成 |
| 同27年8月 | 福岡矯正管区に改称 |
| 同47年4月 | 福岡市東区若宮5丁目3-53の現在地に新庁舎落成 |
| 同48年3月 | 福岡婦人補導院から所属替 |
| 平成22年3月 | 庁舎耐震工事完了（翌23年2月矯正研修所福岡支所研修寮耐震工事完了） |
| 同23年2月 | 矯正研修所福岡支所研修寮耐震工事完了 |
| 同29年7月 | 福岡矯正管区駐車場等整備工事完成 |

福岡矯正管区矯正施設配置図



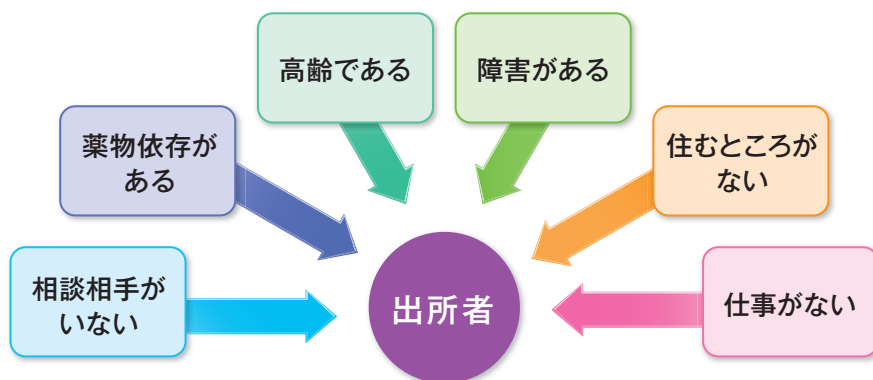
再犯防止施策の推進

再犯防止・立ち直りに向けた「息の長い支援」の実現を目指し、国・地方・民間の連携による再犯防止施策を推進しています。

■ もう一度、やり直せる社会を目指して

ほとんどの受刑者等は、「二度と犯罪はしない。」「仕事に就いて規則正しい生活を送ろう。」と、更生を決意し、出所を迎えます。それでも、刑法犯検挙人員中の再犯者人員の割合（再犯者率）は、右肩上がりという現状があります。

そこには、本人の気持ちだけではどうにもならない、様々な問題が横たわっています。



■ 再犯防止施策について

このような現状を踏まえ、立ち直りを支える社会を実現するために、平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行され、翌年の平成29年12月には、「再犯防止推進計画」を策定、5つの基本方針及び7つの重点課題が設定され、これらを解決するための施策が盛り込まれました。

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保し再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施
- ④ 特性に応じた効果的な指導の実施
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発
- ⑥ 地方公共団体との連携強化
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

■ 更生支援企画課の設置

矯正施設と地方公共団体や地域の民間協力者・関係機関との橋渡し役として、そして地域における再犯防止施策をより一層推進するため、平成31年4月、福岡矯正管区に「更生支援企画課」が設置されました。



■ 社会と結びついた取組を矯正施設から

再犯防止施策を実現するため、矯正施設では改善更生のための矯正処遇等を行うとともに、再犯防止に向けた自治体・民間協力者との連携に取り組んでいます。



教科指導
(中津少年学院)



刑務作業
(伝統工芸品佐賀錦織の製作) (麓刑務所)



特別改善指導
(福岡刑務所)



ハローワーク見学
(大分少年院)



社会福祉士による特別調整
(佐賀少年刑務所)



釈放前指導
(北九州医療刑務所)

コレワーク九州 矯正就労支援情報センター室

刑務所出所者等の雇用を検討されている事業主に対し、採用手続のサポート（①雇用情報提供サービス、②採用手続支援サービス、③就労支援相談窓口サービス）を行う部署です。

Correction Core Collection + Work
矯正 中核 収集 仕事



コレワークロゴマーク

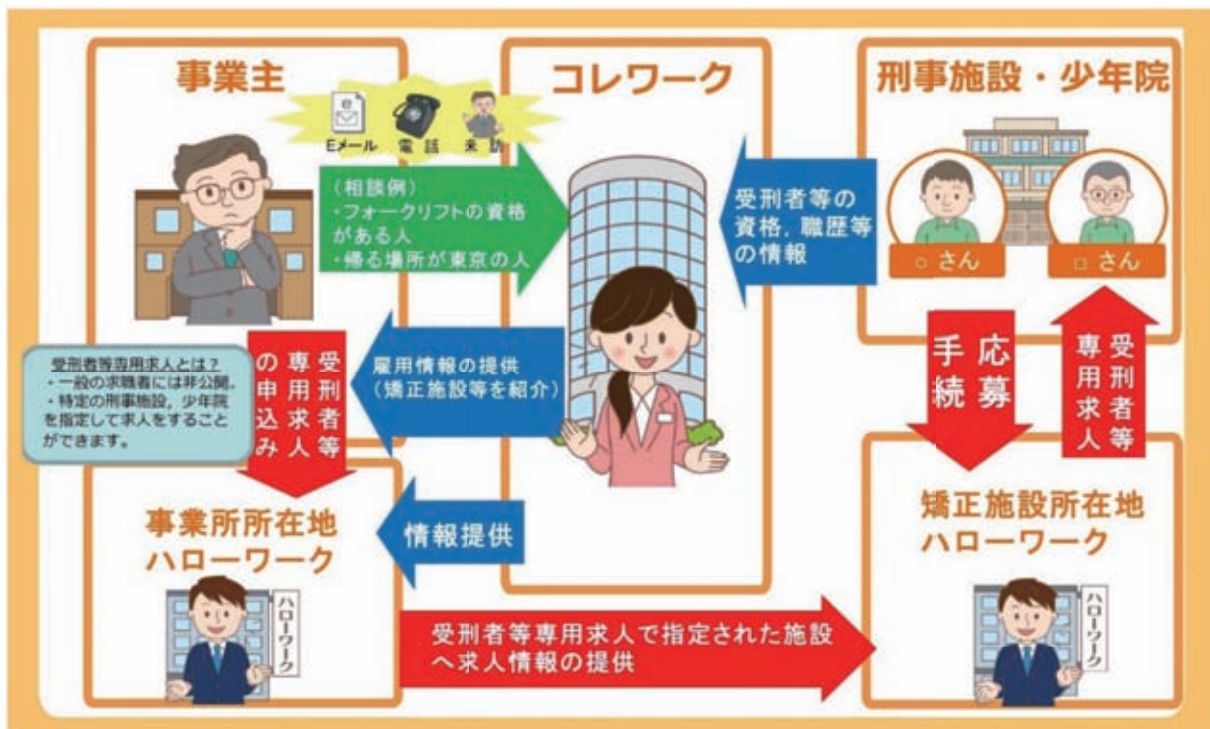
■ コレワーク九州設置について

コレワークは、平成28年度に東京矯正管区及び大阪矯正管区に設置され、それぞれ「コレワーク東日本」、「コレワーク西日本」として、コレワーク東日本は中部地方以東、コレワーク西日本は近畿地方以西を管轄し業務を行ってきました。発足当初（平成28年11月）から本年3月まで、事業主の皆様から全国で累計3,000件以上のご相談をいただいています。

そこで、更にきめ細かい事業主へのサービス提供を実現するため、令和2年度からは新たに6つの矯正管区（札幌、仙台、名古屋、広島、高松、福岡）にコレワークが設置されることとなり、当管区では「コレワーク九州」として令和2年7月1日から業務を開始しております。

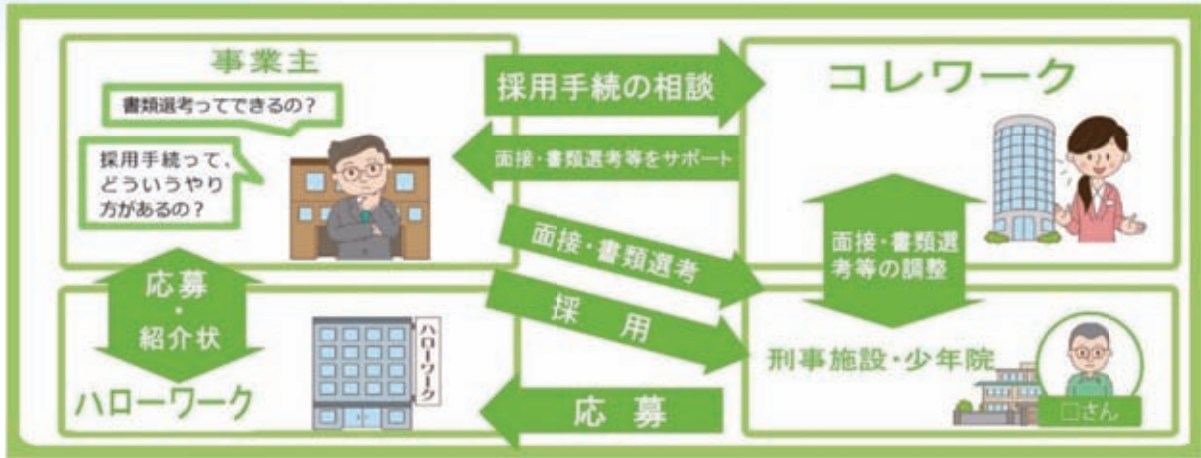
■ 雇用情報提供サービス

コレワークは全国の矯正施設に収容されている者のうち、在所（院）中に就職内定を得たいと希望している者の帰住予定地、職歴、取得資格、希望職種等をデータベースで一括管理しており、事業主から聴取した雇用条件に合致するものをデータベースから抽出し、その者がどの矯正施設に収容されているかを事業主にお知らせします。



■ 採用手続支援サービス

事業主の方から依頼がありましたら、刑事施設・少年院での採用手続の相談、書類選考の方法、採用面接の日程調整等の一連の採用手続を幅広くサポートします。



■ 就労支援相談窓口サービス

刑務所出所者等の雇用を考えている事業主の悩みや不安を解消するため、これまで刑務所出所者等の雇用を経験したことがある事業主を雇用支援アドバイザーとして招き、セミナーや個別相談会を随時企画しています。また、事業主の方に対して各種支援制度の紹介や施設見学会・職業訓練見学会のご案内を行います。



雇用支援セミナー



個別相談会



施設見学会

フリーダイヤル **0120-29-5089** コレワーク

〈受付時間〉 月～金（祝日除く） 10:00～17:00

〈電話〉 092-661-1174

〈E-mail〉 corrework-kyusyu@i.moj.go.jp

お気軽にお問い合わせください



コレワークキャラクター：コレまる

刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘置所）

■ 刑事施設とは

刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称して刑事施設と呼んでいます。

刑務所（少年刑務所を含む。以下同じ。）は、主として受刑者を収容して改善更生のための矯正処遇を行い、円滑な社会復帰に資することを目的として設けられた施設です。

拘置所は、主として刑事訴訟における被勾留者を収容し、適正な刑事裁判の遂行に資するための施設です。

刑事施設に勤務する刑務官の業務は複雑多岐に渡りますが、その大部分は「人」にしかできない仕事です。困難な業務も組織として対応し、国民の期待に応えるべく、24時間体制で業務に当たっています。

■ 福岡矯正管区所管の刑事施設

施設名	所在地
北九州医療刑務所	福岡県北九州市
福岡刑務所	福岡県糟屋郡宇美町
麓刑務所	佐賀県鳥栖市
長崎刑務所	長崎県諫早市
熊本刑務所	熊本県熊本市
大分刑務所	大分県大分市
宮崎刑務所	宮崎県宮崎市
鹿児島刑務所	鹿児島県始良郡湧水町
沖縄刑務所	沖縄県南城市
佐賀少年刑務所	佐賀県佐賀市
福岡拘置所	福岡県福岡市



大分刑務所



福岡刑務所

刑務官の勤務風景 及びその他の活動



1



2



3



4



5



6



7

- 1 人員点検(大分刑務所)
- 2 事務室風景(福岡刑務所)
- 3 刑務作業監督業務(大分刑務所)
- 4 給食業務(麓刑務所)
- 5 管区機動警備隊集合訓練
- 6 管内矯正職員武道選手権大会 剣道の部
- 7 管内矯正職員施設対抗武道大会 柔道の部

■ 刑務所入所から出所までの流れ

入 所

処遇調査（刑執行開始時調査）

受刑者の資質及び環境調査

処遇要領の策定

矯正処遇の目標、基本的な内容及び方法

刑執行開始時指導

所内規則や矯正処遇の説明

受刑生活を有意義に送るための指導など

● 矯正処遇の実施

- ・刑務作業
(社会性と勤労意欲を高め、就労に役立つ作業)
- ・職業訓練
(職業上必要な知識・技能の付与、免許・資格取得)
- ・改善指導
(薬物依存離脱、暴力団離脱、性犯罪再犯防止等)
- ・教科指導
(小・中学校教科、高等学校教科に準じた指導)

● 処遇調査(定期・臨時再調査)

● 処遇要領の変更(処遇再調査の結果に応じた見直し)

● 社会復帰支援・就労支援(特別調整、公共職業安定所)による職業相談・職業紹介等(関係機関との連携)



- 1 木工作业(大分刑務所)
- 2 ガラス細工(大分刑務所)
- 3 職業訓練理容科(佐賀少年刑務所)
- 4 茶畑作業(鹿児島刑務所)
- 5 薬物依存離脱指導(大分刑務所)
- 6 職業訓練(佐賀少年刑務所)

釈放前

● 釈放前指導

釈放後の生活についての指導・援助

● 就労支援

釈放後の就労に向けた各種支援

刑期終了～出 所

※仮釈放の場合には保護観察所へ

管内刑事施設で製作された刑務所作業製品

刑務所作業製品は、管内各地で毎年行われる「矯正展・即売会」で購入できます。

お問い合わせは「福岡矯正管区」まで

☎092-661-1138

(成人矯正第二課直通)



テーブルセット大
(宮崎刑務所)



フタ付き木箱 桧
(佐賀少年刑務所)



ガラスペンセット
(大分刑務所)



小物入れ
(籠刑務所)



壁掛け
(沖縄刑務所)



犬小屋
(長崎刑務所)



民芸タンス
(福岡刑務所)



紳士靴103型
(福岡刑務所)



ベンチ
(佐賀少年刑務所)



剣道防具
(熊本刑務所)



煎茶1000/100g
(鹿児島刑務所)

少年院

少年院とは

少年院とは、家庭裁判所の決定により保護処分の実行を受ける者等を収容し、在院者の健全な育成と円滑な社会復帰を図るために矯正教育を行う施設です。

福岡矯正管区所管の少年院

施設名	所在地
筑紫少女苑	福岡県福岡市
福岡少年院	福岡県福岡市
佐世保学園	長崎県佐世保市
人吉農芸学院	熊本県球磨郡錦町
中津少年学院	大分県中津市
大分少年院	大分県豊後大野市
沖縄少年院	沖縄県糸満市
沖縄女子学園(分院)	〃



人吉農芸学院



福岡少年院

入院から出院までの流れ

少年院での矯正教育は、入院してから出院するまでに、3つの段階に分けて教育しており、それぞれの段階ごとに設定された到達目標をクリア（進級）することによって、出院（社会復帰）するシステムとなっています。

1 級

円滑な社会復帰ができるよう、出院後の家庭生活、就労生活、学校生活等といった生活設計を具体化させるための教育を行う期間です。



キャリアコンサルティング
(沖縄女子学園)



ボランティア介護 (大分少年院)

出 院

2 級(前期/後期)

非行に至った自身の問題性の改善に向けて、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導等を具体的にを行う期間です。



農園芸指導 (中津少年学院)



運動会 (人吉農芸学院)

3 級

少年院における基本的な生活要領を身に付けるとともに、過去の生活や非行を振り返り、自身の問題性の改善に向けて意欲を高める教育を行う期間です。



新入時訓練 (佐世保学園)

入 院

■ 少年院の矯正教育の内容

少年院では、在院者一人一人の個性や問題性に合った教育計画を作成し、規則正しい環境の中、健全なものの方・考え方を習得させる「生活指導」、就労生活に必要な知識や技能を習得させるための「職業指導」、義務教育や基礎学力の向上を図る「教科指導」、基礎体力の向上を図る「体育指導」、社会貢献活動・クラブ活動・各種行事などを通して自主性や協調性のかん養を図る「特別活動指導」の5つの指導分野を中心に教育を行っています。

5つの指導分野

生活指導



マインドフルネス
(筑紫少女苑)



教科指導



教科指導
(福岡少年院)

職業指導

特定生活指導
(人吉農芸学院)



陶芸実習
(中津少年学院)



建設機械運転訓練
(人吉農芸学院)



自動車整備実習
(福岡少年院)

少年の健全育成



義務教育指導
(筑紫少女苑)

体育指導



カッター訓練
(佐世保学園)



エイサー
(沖縄少年院)

特別活動指導



成犬譲渡プログラム
(沖縄女子学園)



社会奉仕活動
(中津少年学院)



剣道
(大分少年院)



意見発表会
(大分少年院)

少年鑑別所

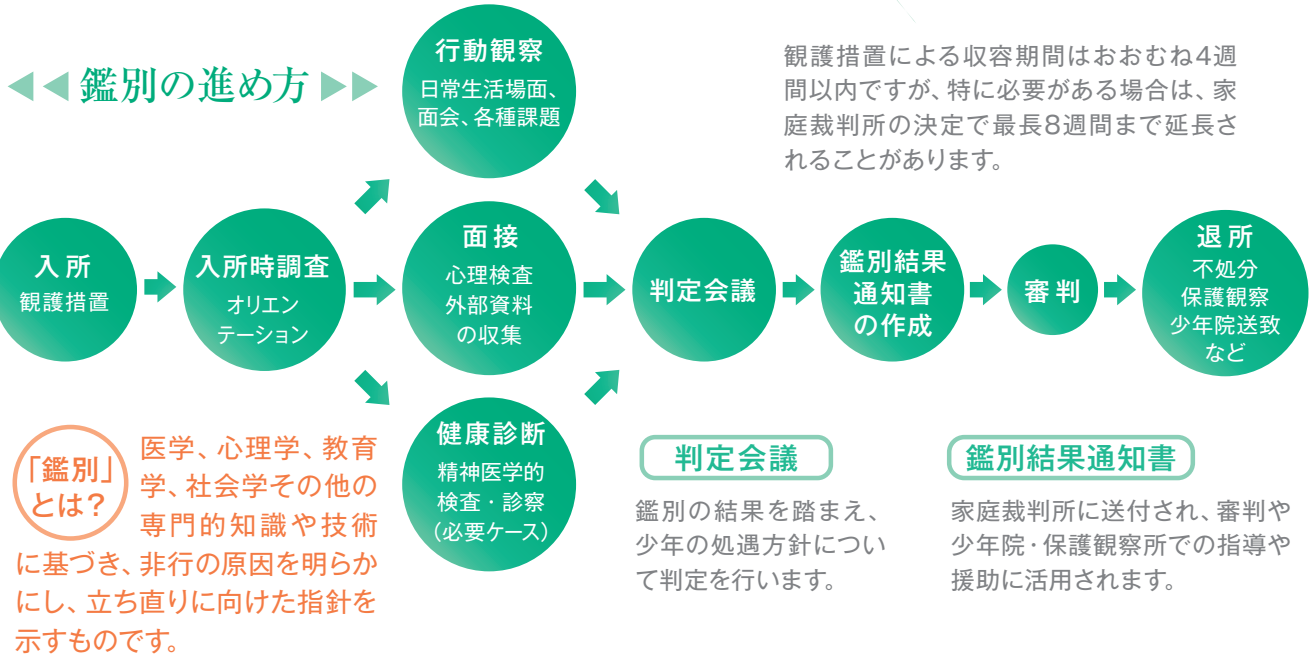
少年鑑別所とは

少年鑑別所は、主として、家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容し、専門的な知識や技術に基づいて、少年の鑑別を実施する施設です。

また、少年鑑別所は、その専門性を活用して、地域社会における非行及び犯罪の防止のための援助に関する業務を行っています。



小倉少年鑑別支所



少年たちの一日 (例)



少年たちの生活

少年鑑別所に収容された少年たちは、落ち着いた気持ちで審判を受けることができるよう、明るく静かな環境の中で、規則正しい生活を送ります。



運動



面会

少年鑑別所における心理検査

少年鑑別所では、少年に対して面接や各種心理検査を行い、知能や性格等の資質上の特徴、非行に至った原因、今後の立ち直りに向けた処遇上の指針等を明らかにします。

心理検査は、全員に共通して行うものと、個々の少年の特質や問題点に応じて、個別に行うものがあります。

その種類も、知能検査や性格検査、適性検査など、様々です。



鑑別面接



個別心理検査の例（模擬）
何に見えますか？

非行問題の専門機関として

少年鑑別所では、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子どもたちの行動理解に関する知識を活用し、地域の方からの相談に応じています。また、学校や相談機関が主催する研修会、講演会などに、少年鑑別所職員を派遣し、非行や子育ての問題について説明したり、教育・指導方法のコンサルテーションを行ったりしています。法教育授業や教員研修もお受けしています。



地域の方からの相談

子どもの非行問題などの相談窓口

相談窓口は下記のとおりです。受付時間は、月曜日から金曜日の9時から17時まで（祝祭日除く）です。

相談所名	(少年鑑別所名)	住所
		電話番号
法務少年支援センターふくおか	(福岡少年鑑別所)	〒 815-0042 福岡市南区若久6-75-2
		☎ 092-541-5288
法務少年支援センターこくら こころの相談室	(小倉少年鑑別支所)	〒 802-0837 北九州市小倉南区葉山町1-1-7
		☎ 093-963-2156
さが法務少年支援センター	(佐賀少年鑑別所)	〒 840-0856 佐賀市新生町1-10
		☎ 0952-27-3277
浦上青少年相談室 法務少年支援センターながさき	(長崎少年鑑別所)	〒 852-8114 長崎市橋口町4-3
		☎ 095-847-2460
法務少年支援センターくまもと	(熊本少年鑑別所)	〒 860-0082 熊本市西区池田1-9-27
		☎ 096-325-4700
思春期さぼ〜と 法務少年支援センター大分	(大分少年鑑別所)	〒 870-0016 大分市新川町1-5-28
		☎ 097-538-4152
宮崎法務少年支援センター 思春期ひむか相談室	(宮崎少年鑑別所)	〒 880-0014 宮崎市鶴島2-16-5
		☎ 0985-22-7830
法務少年支援センターかごしま	(鹿児島少年鑑別所)	〒 890-0081 鹿児島市唐湊3-3-5
		☎ 099-254-7830
なは法務少年支援センター 波之上こころの相談所	(那覇少年鑑別所)	〒 900-0036 那覇市西3-14-20
		☎ 098-868-4650

矯正研修所福岡支所

矯正研修所福岡支所は、矯正職員に対して、職務上必要な知識や技能を習得させることを目的として設置された研修実施施設です。年間を通して様々な研修が計画的に実施されています。



若宮寮

研修の種類

初任研修課程

(刑務官等初等科・法務教官基礎科)

新たに刑務官や法務教官に採用された者に対して、職務上必要な知識及び技能を習得させるための基礎的な教育・訓練を約2か月半、実施します。

任用研修課程

(中等科・法務教官応用科)

昇任試験に合格した刑務官又は採用から4年以上経過した法務教官に対して、初級幹部として職務上必要な知識及び技能を習得・向上させるための教育・訓練を約3か月間実施します。

専門研修課程

(専攻科研修等)

実務に必要な知識及び技能を習得・向上させるための教育・訓練を比較的短期間で実施します。研修内容や期間は、研修の種類によって様々です。

集合研修での様々なカリキュラム

集合研修中は、研修寮で集団生活を送り、寝食を共にし、カリキュラムを実施していきます。

講義科目は「刑事収容施設法」「少年院法」といった基礎科目から「処遇演習」「処遇技法」といった専門科目まで多岐にわたり、「矯正護身術」や「集団行動訓練」といった実技科目も実施されます。また、体力トレーニングとして数十kmを歩く訓練を実施しています。

講師は支所教官や管区職員のみならず、近隣の矯正施設職員や大学教授、関係機関の実務担当者などにも依頼し、幅広い知識や見識が深められるようにしています。



- 1 講義風景
- 2 消防訓練
- 3 警備活動訓練
- 4 点検礼式



- 5 護身術訓練
- 6 体力トレーニング
- 7 野外活動訓練
(アドベンチャープログラム)



近年の新たな取組

1 研修員の家族や地域住民に対する術科査閲式の参観

初等科・基礎科及び中等科・応用科研修の終盤に実施される術科査閲式において、当支所では、研修員家族及び地域住民に参観を案内し、職務内容や研修支所の役割などについても広報しております。実際に参観された方のアンケートには、「息子の頑張りを見て、涙が出ました。」「初心を忘れずに頑張りたいと思われました。」といった温かい言葉をいただいております。

2 不祥事防止に対する取組

集合研修では、矯正職員が職務内外において陥ってしまいそうな身近な題材を基に、グループごとにディスカッションを行い、その原因、問題点及び改善策等について議論を交わすことで、矯正職員としての意識、モラル等の向上に努めています。

3 女子研修員に対するサポート体制の強化

女子研修員は男子研修員と比較して、生活面において様々な悩みや問題を抱えやすい傾向にあるという事情に鑑み、当管区女子職員を相談員としてその対応に当たっており、忌たんのない意見を収集するため、「相談箱」を設置するなどの対策を講じています。また、「女子研修員サポート・ディスカッション」を開催し、女子矯正施設で勤務する上での悩みや不安について意見交換を行う取組を行い、当管区女子職員が積極的にアドバイスしています。

採用試験

受験資格や試験日程の詳細は、法務省ホームページの資格・採用情報に掲載されています。

法務省ホームページの資格・採用情報 www.moj.go.jp/shikaku_saiyou_index.html

刑務官採用試験

刑務官は、刑務所、少年刑務所又は拘置所に勤務し、被収容者に対して日常生活の指導、職業訓練指導、改善更生に関する各種指導を行うとともに、刑務所等の保安警備の任に当たります。

施設の規律秩序の維持、災害等の発生に備えた各種警備活動訓練、武道・護身術訓練を行い、国の治安維持の一翼を担っています。

受験
資格

● 刑務A (男子) ● 刑務B (女子)

- ① 刑務A・B: 17歳以上30歳未満
- ② 刑務A(社会)・B(社会): 30歳以上40歳未満
- ③ 刑務A(武道)・B(武道): 17歳以上30歳未満
(柔道又は剣道の実技試験を実施)



作業開始時



連行場面



職員点検



クラブ活動



改善指導

法務省専門職員(人間科学)採用試験

矯正心理専門職区分

法務技官(心理)とは、少年鑑別所や刑事施設(刑務所、少年刑務所及び拘置所)、少年院などに勤務する専門職員です。

心理学の専門的な知識・技術を生かし、科学的で冷静な視点と人間的な温かい視点とを持ちながら、非行や犯罪の原因を分析し、対象者の立ち直りに向けた処遇指針の提示や、刑務所の改善指導プログラムや少年院の各種プログラムの実施に携わっています。

法務教官区分

法務教官とは、少年院や少年鑑別所などに勤務する専門職員です。

心理学、教育学、社会学などの専門的な知識を生かし、少年たちが健全な社会人として円滑に社会復帰できるよう、きめ細やかな指導・教育を行います。

また、刑事施設(刑務所、少年刑務所及び拘置所)に勤務し、受刑者の改善指導等に携わる道も開かれており、性犯罪や薬物依存などにかかわる問題性に働きかける指導のほか、就労支援指導や教科指導等を行っています。

受験
資格

21歳以上30歳未満
(21歳未満で大卒見込み含む)



面接



判定会議

受験
資格

● 教官A (男子) ● 教官B (女子)

- ① 教官A・B: 21歳以上30歳未満
(21歳未満で大卒・短大卒見込み含む)
- ② 教官A(社会)・教官B(社会): 30歳以上40歳未満



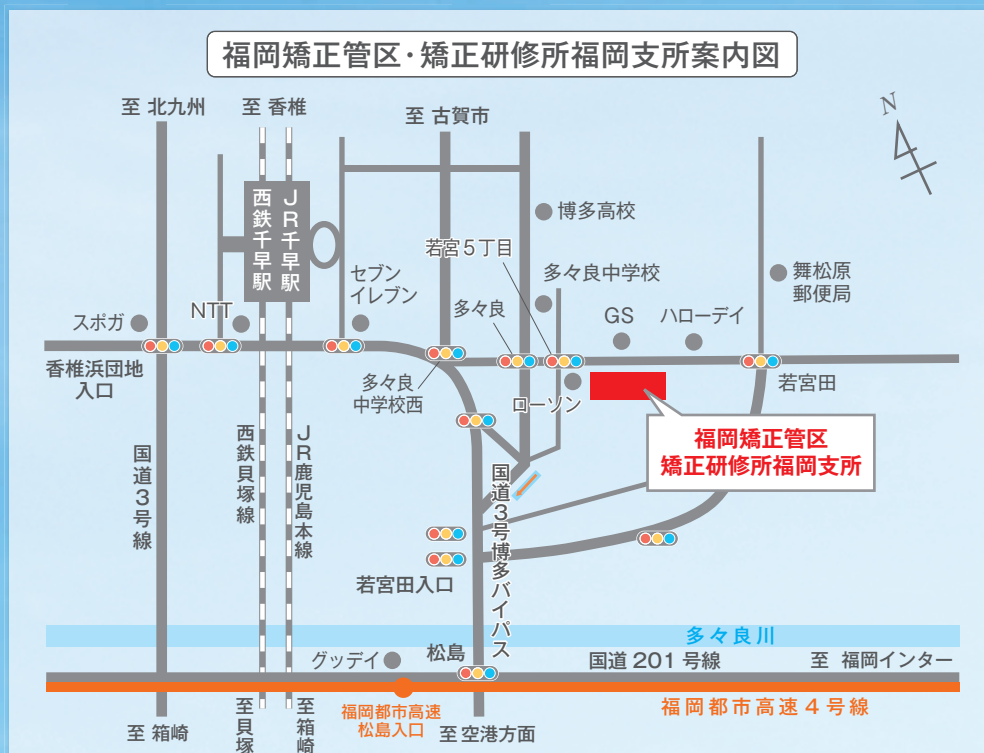
職務研究会



特定生活指導



福岡矯正管区



〒813-0036

福岡県福岡市東区若宮5-3-53

電話 092-661-1137 (福岡矯正管区代表)

FAX 092-663-1001

〈ご案内〉

- 千早駅東口から徒歩8分
- JR博多駅から3つ目の駅(JR千早駅・快速停車)
- 福岡空港から福岡市地下鉄でJR博多駅へ
- 福岡インターから福岡方面へ福岡都市高速4号線(下一般道)に沿って走り、松島交差点を右折する。多々良中学校西交差点を右折する。

法務省矯正局ホームページ

http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_index.html